

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則に基づく
事業者設定基準および燃料費調整制度関係事項届出補正書

北陸電力株式会社

(別表)

| みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則 | |
|--------------------------|---|
| 第6条第5項 | 第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準 |
| | 第6条第4項に規定する基準に代わるものとして設定した基準 |
| 第8条第2項 | 送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費への配分基準 |
| 第18条第4項 | 特定需要原価等の差異を勘案して設定した基準 |
| 第40条第2項 | 燃料費調整制度における小売電気事業等の用に供する燃料ごとの比率を勘案して定めた比率 |
| 第40条第4項 | 燃料費調整制度における基準調整単価 |

(別 紙)

第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第6条第5項関係]

1. 設定した基準

| | 設定した基準 |
|-------------------------|------------------------------|
| 雑税のうち「都縣市町村民税」および「事業所税」 | ・直課された各部門人員数比 (活動帰属基準に整理) |
| 電気事業報酬のうち「営業資本に対する報酬」 | ・部門別原価比 (活動帰属基準に整理) |

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

一般管理費等の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準に比べ、より適切な整理を行うために客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連が見られる[1. 設定した基準]に掲げる活動帰属基準を設定することとした。

(別 紙)

第6条第4項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第6条第5項関係]

1. 設定した基準

| | 設定した基準 |
|--------|--------------------------|
| 法人税等 | ・ 原価比 (配賦基準に整理) |
| 電気事業報酬 | ・ 業務用建物床面積比 (配賦基準に整理) |

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

販売費の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準に比べ、より適切な整理を行うために客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連が見られる[1. 設定した基準]に掲げる配賦基準を設定することとした。

(別 紙)

送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費への配分基準
[第8条第2項関係]

| | 配分基準 |
|----------------------|--|
| 給料手当 | 送配電非関連固定費に配分。 |
| 給料手当振替額（貸方） | 送配電非関連固定費に配分。 |
| 雑給 | 送配電非関連固定費に配分。 |
| 消耗品費 | 送配電非関連固定費と送配電非関連可変費の割合が一对一となるように配分。 |
| 修繕費 | 送配電非関連固定費に配分。 |
| 委託費 | 送配電非関連固定費に配分。 |
| 養成費 | 送配電非関連固定費に配分。 |
| 諸費 | 送配電非関連固定費に配分。 |
| 他社購入電源費 | 電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費, 電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に配分。 |
| 建設分担関連費振替額（貸方） | 送配電非関連固定費に配分。 |
| 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方） | 送配電非関連固定費に配分。 |
| 他社販売電源料 | 電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費, 電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に配分。 |

(別 紙)

特定需要原価等の差異を勘案して設定した基準

[第 18 条第 4 項関係]

第 18 条第 2 項の規定による基準は、以下の通り設定する。

1. 契約種別

契約種別は、特定需要において、電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等の差異を勘案して次のとおり定める。

| 需要種別 | 契約種別 |
|------|--|
| 特定需要 | 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯， 低圧電力，臨時電力，農事用電力 |

2. 料金制

料金制は、電力需要が極めて小規模な需要については定額料金制を、それ以外の需要については従量制とし、最低料金制または基本料金と電力量料金を組み合わせた二部料金制を適用する。

なお、電灯需要の電力量料金については、原則として使用電力量を三段階に区分し、その区分ごとに料金率が異なる三段階料金制（てい増料金制）とする。また、電力需要の電力量料金については、使用電力量を夏季（7～9月）とその他季に区分する季節別料金制を適用する。

3. 料金率

料金率については、特定需要の原価等に準拠するとともに、これまでの料金制度の沿革、料金改定の趣旨等を踏まえつつ、契約種別ごとの使用原単位、使用期間・使用頻度等の使用形態ならびに計量方法等の特定需要原価を構成する要素を勘案し、契約種別ごとの負担が公平となるよう定額または定率をもって定める。

(1) 基本料金率

基本料金率は、原則として1月を単位として、需要の使用する負荷設備または最大電流等を基準に定める。

(2) 電力量料金率

・電灯需要

電灯需要の電力量料金率は、原則として使用電力量を三段階に区分し、次により定める。

イ 第1段階の使用電力量の料金率については、ロの料金率より低廉なものとする。

ロ 第2段階の使用電力量の料金率については、おおむね平均費用にもとづくものとする。

ハ 第3段階の使用電力量の料金率は、限界費用の上昇傾向を反映したものとする。

ニ 第1段階と第2段階の使用電力量の区分は1需要家1月につき120キロワット時、第2段階と第3段階の使用電力量の区分は、1需要家1月につき300キロワット時とする。

・電力需要

電力需要の電力量料金率は、夏季とその他季にそれぞれ定める。

(別 紙)

燃料費調整制度における小売電気事業等の用に供する
燃料ごとの比率を勘案して定めた比率
〔第 40 条第 2 項関係〕

| | |
|--------|--------|
| 石 油 | 0.0415 |
| 液化天然ガス | 0.0745 |
| 石 炭 | 1.2499 |

(別紙)

燃料費調整制度における基準調整単価

〔第40条第4項関係〕

| 区 分 | 単 位 | 基 準 調 整 単 価 |
|----------------------|-------|-------------|
| (1) 定額制供給 | | |
| イ. 定額電灯および公衆街路灯A | | |
| 電 灯 | | |
| 10Wまで | 1 灯 | 64銭 1厘 |
| 20Wまで | 〃 | 1円 28銭 2厘 |
| 40Wまで | 〃 | 2円 56銭 3厘 |
| 60Wまで | 〃 | 3円 84銭 6厘 |
| 100Wまで | 〃 | 6円 40銭 9厘 |
| 100W超過100Wまでごとに | 〃 | 6円 40銭 9厘 |
| 小 型 機 器 | | |
| 50V Aまでの機器 | 1 機器 | 1円 91銭 4厘 |
| 100V Aまでの機器 | 〃 | 3円 82銭 8厘 |
| 100V A超過100V Aまでごとに | 〃 | 3円 82銭 8厘 |
| ロ. 臨時電灯A | | |
| 50V Aまで1日につき | 1 契約 | 5銭 2厘 |
| 100V Aまで1日につき | 〃 | 10銭 3厘 |
| 100V A超過500V Aまで | | 10銭 3厘 |
| 100V Aまでごとに1日につき | 〃 | |
| 500V A超過1kV Aまで1日につき | 〃 | 1円 03銭 3厘 |
| 1kV A超過3kV Aまで | | |
| 1kV Aまでごとに1日につき | 〃 | 1円 03銭 3厘 |
| ハ. 臨時電力 | | |
| 1日につき | 1 kW | 1円 08銭 6厘 |
| ニ. 農事用電力B | | |
| 1日につき | 1 kW | 1円 95銭 4厘 |
| ホ. 農事用電力(脱穀調整需要) | | |
| [附 則] | | |
| 1日につき | | |
| 0.5kW | 1 契約 | 27銭 2厘 |
| 1kW | 〃 | 54銭 2厘 |
| 2kW | 〃 | 1円 08銭 6厘 |
| 3kW | 〃 | 1円 62銭 8厘 |
| 3kW超過1kW増すごとに | 〃 | 54銭 2厘 |
| (2) 従量制供給 | 1 kWh | 16銭 5厘 |